

# 外ヶ浜町立三厩小学校 いじめ防止基本方針

## 1 方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的、継続的な取組を進める必要がある。そのため、ここに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示す。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」である。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

けんかにあってもしっかり調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わないで指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして情報共有する。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

## 3 いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 4 いじめの未然防止

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが必要である。この未然防止の活動は、日頃の教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。また、児童生徒一人一人が楽しく、充実感を味わえる授業づくりに全力を傾けることも必要である。

### (1) 児童や学級の様子を知る

#### ① 教職員の気づき

児童たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが必要である。

#### ② 実態把握

児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の一つの方

法として用いる。また、配慮を要する児童たちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをする

- ① 一人一人が楽しく、充実感を味わえる授業づくりをする。
  - 『授業が楽しい、授業が分かる』ことこそ、児童のストレス解消になる。
    - 学習が遅れている児童への配慮が十分である。
    - 学習が進んでいる児童への配慮が十分である。
    - 一人一人の学習成果の見届け（評価）がきめ細かくしてある。
    - 仲間との関わり合いの場が位置付けられている。
- ② 学級に、一人一人を大切にす、いじめや差別を許さない風土を築き上げる。
  - 『いじめ、差別』を否定する姿を事実で示す。
    - 間違えた児童を大切にす姿勢をもつ。
    - その児童がその子なりに頑張っている姿を見付け、賞賛する姿勢をもつ。
    - いじめ、差別的な行動に対して、厳しく指導する姿勢をもつ。
  - 自分の学級でもいじめがあるのではないかという危機感をもつ。
    - 児童の日頃の行動を十分に把握する。変化に気づく。
    - 児童の行動についての情報収集をする。（アンケート等実施）
    - 他の教師や保護者からの情報収集に努める。
  - 児童に『自己指導能力』を育てる。
    - 自分たちで決定し、仲間とともに協力していく活動を仕組む。
    - 一人一人が存在感を味わえる係活動の推進・責任感、自立性、自主性
  - 『言語環境』を整える。
    - 児童同士の言語環境の整備 → 学級に温かさをかもし出す。
    - 教師の言語環境の整備 → 児童一人一人を大切にす姿勢の範を示す。
- ③ 教職員の協同協力体制を築く。
  - 互いに気軽に質問したり相談したりできる職場の雰囲気作りをする。
    - 有効に機能する校内組織 → 様々な問題へ対応できる体制の構築
    - 児童たちと向き合う時間の確保 → 心の通い合う学校づくり

(3) 家庭や地域への働きかけを行う

- ① 学校だより・学年だより等での広報活動を行う。
  - いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう。
  - 地域においては、児童たちを温かく見守る環境づくりを進め、児童の孤立感の解消や明るく前向きに未来へ進んでいく気持ちの醸成を図る。
- ② 授業参観において、保護者に道徳・特別活動の授業を公開する。
  - いじめについて児童がどう考えているのかを理解してもらう。

## 5 いじめ早期発見

(1) 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

- ① 児童たちの立場に立つ
  - 一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合いながら教育活動を行う。
- ② 児童たちを共感的に理解する。
  - 集団の中で配慮を要する児童に気付き、児童たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。

## (2) いじめ発見のきっかけ

- ① 学級担任が発見
- ② 担任以外の教職員が発見
- ③ アンケート調査などの取組
- ④ 本人からの訴え
- ⑤ 本人の保護者からの訴え
- ⑥ 他の児童からの情報

※小学校では、保護者からの訴えや担任の発見の割合が高い。

## 6 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

### 《 分類 》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………▶脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▶暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……………▶恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………▶窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……▶強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▶名誉毀損、侮辱
- コ けんかをする ……………▶暴行、傷害、名誉毀損、侮辱

## 7 早期発見の手立て

### (1) 日々の観察

- ① 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。
- ② 児童たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ③ 教室に、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

### (2) 観察の視点（集団を見る視点）

児童たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。

- ① 学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。
- ② 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

### (3) 日記等の活用

必要に応じて気になる児童には日記等を書かせたりすることで、また、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### (4) 教育相談

- ① 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。

#### (5) いじめ実態調査アンケート

教育相談週間の前に実施する。内容によっては、児童とすぐ面談し、詳細を把握する。

### 8 相談しやすい環境づくりの推進

児童たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為であるという認識をもつ。さらに、いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

#### (1) 本人からの訴えの時

##### ① 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

##### ② 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

#### (2) 周りの児童からの訴えの時

##### ① 他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

→いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐ。

##### ② 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

#### (3) 保護者からの訴えの時

##### ① 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

##### ② 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。

##### ③ 児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

### 9 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学級及び学校全体で組織的に対応することが重要である。その際、報告・連絡・相談体制を徹底する。

## (1) いじめ対応の基本的な流れ

### ① いじめ情報のキャッチ

- ・「生徒指導運営委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

### ② 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

### ③ 指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

### ④ 児童への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

### ⑤ 保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

### ⑥ 今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## 10 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。

### (1) いじめられた児童及びいじめを知らせた児童を守る

- ① いじめられていると相談に来た児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- ② いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### (2) 事実確認と情報共有

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握

する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

- ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

◆把握しておくべき内容例(児童の個人情報の取り扱いには十分注意する。)

○誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】

○いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】

○どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか? ……………【内容】

○いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】

○いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

### (3) 対応の仕方

#### ① いじめられた児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### ② いじめられた児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### ③ いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### ④ いじめた児童の保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ⑤ 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てることや見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### ⑥ 継続指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

#### ⑦ 重大事態への対処

- ・いじめの重大事態については、「青森県いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）及び「いじめの重大事態への調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。
- ・児童または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。
- ・いじめにより児童の生命及び財産に重大な被害が生じた場合や、いじめにより長期間学校を欠席しなければならなくなった場合には、同種の事件の再発防止のために、組織を設けて事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・いじめに関係した児童及びその保護者に対し、調査結果やその他の必要な情報を適切に提供するとともに、必要な指導及び支援を行う。
- ・重大ないじめが発生した旨を、教育委員会を通じて町長に報告する。

### 1.1 いじめの解消

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件をみたすこととする。

12 組織図

